

秋田地方最低賃金審議会

議 事 録

令和3年度 第1回

令和3年6月30日（水）開催

1 日 時 令和3年6月30日(水) 16時00分～17時00分

2 場 所 秋田合同庁舎 第1会議室

3 出席者

公益委員 5名中3名出席

赤坂 薫 臼木智昭 長岐和行

労働者委員 5名中3名出席

井上正克 後藤正文 佐藤伸幸

使用者委員 5名中5名出席

佐藤宗樹 時田祐司 堀江重久 若泉裕明 脇 正雄

[事務局] 秋田労働局

甲斐労働局長 酒井労働基準部長 鷲谷賃金室長

佐藤賃金指導官 佐々木賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議 題

- (1) 会長及び会長代理の選出について
- (2) 令和3年度秋田県最低賃金の改正決定の諮問について
- (3) 令和3年度審議方針について
- (4) 令和3年度審議日程について
- (5) その他

5 配付資料

資料番号1 秋田地方最低賃金審議会委員名簿(第49期)

資料番号2 経済財政運営と改革の基本方針2021

(経済財政運営と改革の基本方針2021 関係部分抜粋)

(成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ 関係部分抜粋)

資料番号3 令和3年度審議方針(案)

資料番号4 令和3年度審議会等開催予定・素案

資料番号5 令和3年度答申日別最短効力発生予定一覧表

資料番号6 秋田地方最低賃金審議会運営規程(改正案)

資料番号7 秋田地方最低賃金審議会専門部会運営規程(改正案)

資料番号8 秋田地方最低賃金審議会運営小委員会運営要領

資料番号9 関係する法条項等

6 議事内容

○杉本賃金調査員

ただ今から令和3年度第1回秋田地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は委員改選後初めての審議会となりますので、会長及び会長代理が選出されるまでの間、事務局で司会進行を務めさせていただきます。私は事務局を担当しております杉本と申します。よろしくお願いいたします。

本日は公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員4名、合計10名の委員が、ご出席されました。最低賃金審議会令第5条第2項に定める委員の3分の2以上又は各側代表委員の3分の1以上の出席が得られましたので、本審議会は成立しましたことをご報告いたします。

なお欠席委員は、公益代表 伊藤委員、堀井委員、労働者代表 今井委員、本堂委員、使用者代表 佐藤委員は遅れていらっしゃいます。

委員の任命につきましては、本年4月1日付けで行っております。ご就任いただきました委員の方々を会議資料1にございます第49期秋田地方最低賃金審議会委員名簿に従いまして、ご紹介させていただきます。

公益代表 赤坂委員です。伊藤委員は欠席となっております。白木委員です。長岐委員です。堀井委員は欠席となっております。

労働者代表 井上委員です。今井委員は欠席となっております。後藤委員です。佐藤伸幸委員です。本堂委員は欠席となっております。

使用者代表 佐藤宗樹委員は遅れております。時田委員です、堀江委員です、若泉委員です、脇委員です。

なお今期新しく委員にご就任いただいたのは、労働者代表 井上委員、本堂委員、使用者代表 時田委員でございます。

委員の皆様におかれましては、今後2年間、よろしくお願いいたします。

次に秋田労働局長及び本審議会の事務局を務めます職員を紹介させていただきます。初めに秋田労働局長の甲斐です。続いて労働基準部長の酒井です。賃金室の職員ですが、賃金室長の鷺谷です。賃金指導官の佐藤です。賃金指導官の佐々木です。私、賃金調査員の杉本でございます。不手際な点もあろうかと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。議題の1は「会長及び会長代理の選出について」でございます。会長及び会長代理の選出については、最低賃金法第24条第2項において、公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとされていますが、従来からこの審議会では、公益代表委員の間で互選をしていただき、労使委員双方から承認をいただくという形で進めてきました。今回も同じ進め方でよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○杉本賃金調査員

ご異議なしということですので、従来のとおり進めさせていただきます。

本会議に先立ち、公益代表委員による打ち合わせにおいて、会長、会長代理の候補が互選されていますので、公益委員を代表して長岐委員から報告をお願いします。

○長岐委員

それでは互選結果について報告いたします。会長に赤坂委員、会長代理に臼木委員をお願いいたします。以上です。

○杉本賃金調査員

ただ今ご報告いただきましたとおり、会長に赤坂委員、会長代理に臼木委員を選出することで、ご異議ございませんか。

○委員多数

異議なし。

○杉本賃金調査員

ご異議なしということですので、会長を赤坂委員に、会長代理を臼木委員をお願いいたします。それでは会長からご挨拶をいただき、以後の議事について会長に進行をお願いしたいと思います。

○赤坂会長

赤坂でございます。昨年度に引き続き、秋田地方最低賃金審議会会長として、また公益委員代表として、公正中立の立場で審議を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

それでは会議を進行させていただきます。議事に入ります前に、本日の議事録署名委員を指名したいと思います。議事録署名は、秋田地方最低賃金審議会運営規程第7条において、会長のほかに会長が指名した委員2名が署名するとなっておりますので、今回は労働者代表佐藤委員、それから使用者代表脇委員、お二人をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それで議題2は「令和3年度秋田県最低賃金の改正決定の諮問について」と

なっています。改正諮問があるようですので、諮問をお受けしたいと思います。
それでは、局長、諮問をお願いします。

○甲斐労働局長

最低賃金法第12条に基づきまして、令和3年度秋田県最低賃金の改正決定について諮問申し上げます。

○杉本賃金調査員

報道機関の方は、撮影しやすい場所に移動していただいて構いません。

【 局長から会長へ諮問文を手交 】

○杉本賃金調査員

報道機関の方にはお願いですが、カメラ取りはここまでとさせていただきます。
ご協力をお願いいたします。

それでは会長引き続きよろしくお願いいたします。

○赤坂会長

ただいま局長から諮問をお受けしました。
事務局から各委員に本諮問文の写を配付してください。
配付が終わりましたら、読上げをお願いします。

○鷲谷賃金室長

それでは秋田県最低賃金の改正決定の諮問文を読み上げます。

秋労発基0630第3号

令和3年6月30日

秋田地方最低賃金審議会

会 長 赤 坂 薫 殿

秋田労働局長

甲 斐 三 照

秋田県最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、秋田県最低賃金(昭和55年秋田労働基準局最低賃金公示第1号)の改正決定について、経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)及び成長戦略実行計画・成長戦

略フォローアップ(同日閣議決定)に配意した、貴会の調査審議をお願いする。

以上です。

○赤坂会長

諮問にあたりまして、局長からご挨拶をいただきたいと思えます。

○甲斐労働局長

改めまして秋田労働局長の甲斐でございます。

令和3年度の秋田県最低賃金改正決定の諮問にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、審議会委員としてご協力をいただきまして誠にありがとうございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

今読み上げましたとおり、本年6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップに配意した」との文言を入れさせていただいております。

この経済財政運営と改革の基本方針2021等でございますが、最低賃金の引上げに取り組む方針を明記したものとなっております。このあと担当の者から説明させていただきますが、新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響がまだまだ続いている中ではございますが、皆様には是非この点にもご配意いただきつつ、昨年度同様秋田県の現状や今後の在り方等を踏まえまして、充実した審議をお願いいたします。

最低賃金につきましては、すでにご承知のとおり、すべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットとして重要な役割を果たしてございます。本県の労働者あるいは使用者の方々だけではなくて、県民の皆様方が重大な関心を寄せられているものでございます。

私ども事務局といたしましても、新型コロナ感染防止に配慮したうえで、皆様のご要望等に迅速に対応してまいりたいと考えております。是非委員の皆様には、県民の期待に応えるべく活発かつ充実したご審議をお願い申し上げます。諮問に当たっての挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○赤坂会長

ただ今局長から秋田県最低賃金の改正決定について調査審議を求められましたが、最低賃金の改正決定の審議にあたって事務局から説明事項がありましたらお願いいたします。

○佐藤賃金指導官

それでは私の方から資料2の経済財政運営と改革の基本方針2021についてご説明いたします。

6月18日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2021、成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップにつきまして、関係部分を抜粋したものを、3ページから資料2として配付させていただきました。

3ページの1枚ものは、5ページからの経済財政運営と改革の基本方針2021中の、8ページ(3)賃上げを通じた経済の底上げを抜粋したものになります。

11ページからの成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ中の、13ページ中段③賃金は、8ページ(3)賃上げを通じた経済の底上げと同じ内容となっております。

3ページの(3)賃上げを通じた経済の底上げを読み上げますと、「民需主導で早期の経済回復を図るため、賃上げの原資となる企業の付加価値創出力の強化、雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置等により、賃上げの流れの継続に取り組む。我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、更に感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。」となっております。

3ページ下段に参考として昨年2020年の経済財政運営と改革の基本方針が掲載されておりますが、下線部を読んでいただくとおわかりのとおり、本年の内容は昨年と比較して、最低賃金引上げに関する方針が明確に示されており、2018年、2019年の骨太の方針の内容に近いものとなっております。

委員の皆様にご覧いただき配付させていただきましたが、甲斐局長のあいさつにもありましたとおり、諮問文に「経済財政運営と改革の基本方針2021及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップに配慮した」との文言を入れさせていただいております。

これは6月22日の厚生労働大臣から中央最低賃金審議会への目安の諮問文に盛り込まれている文言であります。

また諮問時に三原副大臣からは、ポストコロナを見据え、経済の好循環を実現するためには、最低賃金の引上げを継続していくことが不可欠とのあいさつがあ

りました。

これらのことを踏まえまして、秋田労働局では、ポストコロナ、ワクチン接種後の経済動向を見据えた、最低賃金引上げの取り組みの重要性に鑑み、諮問文に同じ文言を盛り込ませていただいたものです。

なお、先ほども説明いたしました、5ページからは経済財政運営と改革の基本方針2021の関係部分抜粋、11ページからは成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップの関係部分抜粋を掲載しておりますので、後ほどお読みいただければと思います。私からは以上です。

○赤坂会長

ただいまの説明について、何かご質問があればお願いいたします。

特にないようですので、議題の2に戻ります。本日の諮問を受けまして、最低賃金法第25条第2項の規定により秋田地方最低賃金審議会専門部会を設けて、そこで調査審議をすることとなります。

それでは事務局から諮問後の事務的な手続き等について、説明してください。

○鷲谷賃金室長

本日令和3年度秋田県最低賃金の改正決定について諮問いたしましたので、本審議会として最低賃金法第25条第5項の規定により、関係労働者及び関係使用者から、意見を聴くこととなります。このための公示を本日举行します。

また専門部会委員の推薦公示につきましても本日举行します。

公示期間についてですが、意見聴取の公示期間は令和3年7月15日木曜日まで、また専門部会委員の公示期間を7月14日水曜日までといたしますので、よろしくお願いいたします。

○赤坂会長

ただ今事務局から説明いただいたとおり、意見聴取と最低賃金専門部会の委員の候補者の推薦等の公示に係る事務手続きについて、進めていただくこととしてよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○赤坂会長

それではそのように進めていくこととします。

次に議題3の「令和3年度審議方針について」事務局から説明してください。

○鷺谷賃金室長

審議方針の案につきましては、資料3としてお付けしております。

あらかじめ会長及び労使の各代表委員に、昨年度の審議方針を改正する必要があるかについてご意見を求めましたところ、改正する必要はないとのことでありましたので、令和3年度審議方針(案)として提案いたします。要点のみご説明します。

この審議方針(案)の1の(1)のエに、各専門部会において、各側の出席委員全員の意思が一致した場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することとあります。

最低賃金審議会令第6条第5項には、審議会は、あらかじめ、その議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができることと規定されておりますので、専門部会において全会一致で決議がなされれば専門部会の決議をもって本審の決議に代えるというものであります。

なお全会一致で決議がなされた場合でも、本審の場で報告させていただきます。

○赤坂会長

本年度の審議方針ですが、この審議方針(案)のとおりとすることによろしいですか。

○委員多数

異議なし。

○赤坂会長

それではそのように決定することといたします。

なお事務局の説明にもありましたが、当審議会は審議会令第6条第5項の適用を定めておりますので、専門部会では、是非全会一致の決議に向けて円滑な審議にご協力をお願いいたします。

次に議題4の「審議日程について」審議いたします。今年度の審議日程について事務局から説明をお願いいたします。

○鷺谷賃金室長

それでは今年度の審議日程について説明いたします。

資料4をご覧ください。

本年度は目安答申が示されるのは中賃のスケジュールから9月中旬と予想されますが、確定したものではありません。

このため現時点で想定している日程は、あくまでも7月中旬に目安答申が示されることを前提に、早期の改正発効を目指すこととしたものであることにご留意願います。

7月26日の本審、ここでは、中賃の目安伝達を行う予定です。

同じ日の本審終了後に第1回専門部会を開催し、ここでは後ほど説明いたしますが、公示に基づき関係労使から意見書が提出された場合に意見陳述等を行うことを予定しております。その後金額審議に入り、労使の基本的考え方を述べていただきたいと思いますと思っております。

次に8月3日に第2回専門部会での金額審議を経まして、8月5日の専門部会での結審を事務局としては目指したいと考えておりますが、場合によっては、日程がずれ込むこともあるかと思われまますので、8月6日を予備日としております。何卒日程の確保をお願いいたします。

資料5をご覧ください。先程、8月5日の専門部会での結審を目指したいと説明いたしましたが、今年度は暦の関係で、答申日と書かれている左端の欄の8月5日木曜日に結審できれば、右端の欄に発効予定日と書かれている10月1日に発効可能となります。これを過ぎた8月6日に結審となりますと、発効日は10月2日となるため、8月5日の結審が重要な意味を持つこととなります。

また資料4に戻っていただきまして、答申後、異議の申し立てがあった場合は、8月下旬に本審を開催することになります。さらに、9月、10月と特定最低賃金にかかる日程もありますので、今後日程調整させていただきたいと思っております。以上でございます。

○赤坂会長

ただ今の事務局の説明について、何か質問等ありましたらお願いいたします。

それでは先ほど事務局からも説明がありましたが、中賃目安答申次第で流動的な面はありますけれども、現段階においてはこの審議日程に沿って審議会を開催することによろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○赤坂会長

それではそのようにいたします。

次に、議題5の「その他」に移ります。事務局から何かありましたらお願いいたします。

○鷺谷賃金室長

その他として3点について提案等をさせていただきます。

1点目は秋田地方最低賃金審議会及び専門部会運営規程の改正についてです。

2点目は意見聴取についてです。

3点目は最低賃金引上げに向けた中小企業支援対策と参考資料集についてご説明させていただきたいと思います。

○赤坂会長

それでは3点ということでしたけれども、最初に1点目の秋田地方最低賃金審議会及び専門部会運営規程の改正について審議をいたします。

事務局から提案理由を説明してください。

○鷺谷賃金室長

それでは1点目の秋田地方最低賃金審議会及び専門部会運営規程の改正について説明させていただきます。

資料6をご覧ください。今年度厚生労働省から最低賃金審議会及び専門部会の運営規程について見直し案が示されたことに伴い、秋田地方最低賃金審議会及び専門部会の運営規程について検討をしたところです。

改正前と案についてご説明いたします。資料6、28ページの新旧対照表をご覧ください。

(秋田地方最低賃金審議会運営規程)

第3条 小委員会等から小委員会、小委員会に関する項目ですので、文言整理し「等」を削除します。

第5条 会議から会議の議事と文言整理をいたしました。

第7条 議事録及び議事要旨の項目の第2項 審議会を非公開とする場合、会長は、議事録のほか「会議の資料」の文言を加え、「議事録及び会議の資料」と文言を整理させていただきました。

第4項 「前項3項の規程は、専門部会等小委員会について準用」とありますが、専門部会等を削除し、小委員会とします。専門部会については、別途運営規程が定められていますので、前項3項の規程については、専門部会の運営規程で定めることとしたものです。

第9条 小委員会等の「等」を、運営規程第3条に合わせて文言を整理し「等」

を削除します。

次に資料7の31ページの新旧対照表をご覧ください。

(秋田地方最低賃金審議会専門部会運営規程)

新たに第2条を新設し、新たな項目として「(名称)」を新設し、専門部会の件名を明記することとしました。

第3条 (委員の定数) 文言整理で、最低賃金専門部会を専門部会としています。第1条で、この規定の中では、最低賃金専門部会を専門部会と呼ぶこととしているためです。

なお第2条から第5条、第6条から第8条の条文について繰り下がっています。

第4条 (会議の招集) 審議会運営規程に合わせて、「等」を削除しています。

第5条 (委員の欠席) 第4条から第5条へ条文の繰り下がりです。

第6条 (会議の議事) 審議会運営規程に合わせて、「会議」から「会議の議事」を加えています。

第7条 (会議の公開) 審議会運営規程に合わせて、審議会運営規程第6条の規定を新設しました。

第8条 (議事録及び議事要旨) 審議会運営規程に合わせて、審議会運営規程第6条の規程を新設しました。

なお改正(案)にはありませんが、議事録署名に関して情報提供させていただきます。

審議会運営規程第7条第1項及び専門部会運営規程第8条第1項に、「議事録には会長及び委員2名が署名するもの」とありますが、厚生労働省において、議事録署名について省略可能という見解が示されています。これは、令和2年7月に閣議決定された規制改革実施計画に基づき、各方面で諸手続きにおける押印、署名について見直しが進められていることを踏まえてのことです。

しかしながら議事録の署名を廃止した場合の真正性の担保、確認方法等については示されておりませんので今後の検討課題とし、今年度は情報提供のみとさせていただきます。以上です。

○赤坂会長

秋田地方最低賃金審議会運営規程及び秋田地方最低賃金審議会専門部会運営規程について、一部を変更するというご説明をいただきました。ただ今の事務局の説明に質問等ございますでしょうか。

特段ないということであれば、事務局の提案のとおり秋田地方最低賃金審議会運営規程及び秋田地方最低賃金審議会専門部会運営規程について、(改正案)のとおりに変更することにしてよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○赤坂会長

異議なしということですので、そのように変更することといたします。

次に2点目の意見聴取について審議をいたします。

事務局から提案理由を説明してください。

○鷺谷賃金室長

2点目として意見聴取について説明させていただきます。

さきほど局長から最低賃金の決定について諮問させていただきましたので、事務局では本日最低賃金法第25条第5項に基づく諮問に係る意見聴取の公示を行います。この意見聴取の公示に対して意見書の提出が昨年もありましたので、今年も意見書の提出があるものと事務局では考えております。

仮に例年と同様に意見書が提出された場合には、7月26日の専門部会で意見聴取することを予め議決していただければ、円滑な審議会運営ができると考えております。

仮定の話で大変恐縮ではございますが、意見書が提出された場合について、7月26日の専門部会で意見聴取する方向で事務局が調整して良いか否かについてご審議いただきたいと考え、提案させていただきます。

ただし例年と同様でないケースの場合には、改めてご審議いただきたいと考えております。

○赤坂会長

それでは意見聴取について審議いたします。

ただ今の提案は仮に意見書の提出があった場合に、その者から意見聴取するかどうかということと、意見聴取する場合の日時をあらかじめ決めておきたいということでした。例年提出されているので、多分提出されるのではないかとということなのですが、仮に意見書の提出があった場合には、7月26日の専門部会で意見聴取するかどうかということについて、何かご意見ありますでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○赤坂会長

特になければ、意見書の提出があった場合は意見聴取することといたします。そして意見聴取をする場合は第1回専門部会の7月26日に実施する方向で事務局の方で調整をお願いいたします。

それでは次に最低賃金引上げに向けた中小企業支援対策について、事務局から説明をお願いいたします。

○鷲谷賃金室長

最低賃金引上げに向けた中小企業支援対策について説明させていただきます。本日カラーで印刷されたリーフレットを3種類お配りさせていただいております。

一つは業務改善助成金のご案内と書かれたものです。

助成金を活用し、賃金引上げと業務改善に取り組みたいという事業所の方にはぜひ検討していただければと思いますが、この助成金の概要として、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成するというものです。

お手元のリーフレットは令和3年度の改正版となっておりますが、20円コースを新設するなど活用しやすいものに見直しをしております。

裏面をご覧ください。下の方に事例が2件載っております。

事例1は建築物清掃業で、業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用し、清掃業務と事務作業の効率化により生産性を向上させて、事業場内最低賃金を30円引き上げたというものです。

事例2は飲食業で、セルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入し、注文業務の効率化を図り、事業場内最低賃金を引き上げたものです。

活用事例については秋田労働局のホームページのご案内しております。

次に業務改善助成金以外の助成金としては、時間外労働削減や年次休暇の促進に取り組む事業主に対する働き方改革推進支援助成金などの各種助成金があります。

また有期契約労働者を正規雇用労働者に転換した事業主を対象とするキャリアアップ助成金などがあります。

横長の中小企業の生産性向上等に係る支援策を参考としてお配りしております。リーフレット中央より下に厚生労働省関連の支援策が載せてありますので、お時間のある時にでもご覧いただければと思います。

3枚目は秋田働き方改革推進支援センターのリーフレットです。小規模事業場で事務員がいないような事業場では助成金申請のための事務手続きについても大変な負担になるかと思われそうですが、事業場が利用できる助成金にはどんなものがあるのかといったところから相談を受けつける窓口を案内しているのが、この

リーフレットになります。秋田働き方改革推進支援センターで社会保険労務士等が助成金等の活用や賃金について無料で相談に応じるというものです。

最低賃金の引上げには、こうした事業場の支援が欠かせないものと考え、いろいろな機会に事業場に対して周知を図っているところですが、今年度も引き続き周知・広報に努めて参りたいと思います。

最低賃金引上げに向けた中小企業支援対策についての説明は以上です。

次に参考資料について佐藤賃金指導官より説明させていただきます。

○赤坂会長

ただ今ご説明していただきましたことに質問等ございますか。

特になければ次に移ります。事務局から他にございますでしょうか。

○佐藤賃金指導官

それでは私の方から、お手元に配付しております緑色のファイル令和3年度秋田地方最低賃金審議会 参考資料集について、簡単にご説明いたします。

はじめに昨年度まで資料配付しておりました厚生労働省発表の賃金構造基本統計調査(初任給)の概要につきましては、令和2年調査から新規学卒者の初任給額については調査票の統合により廃止され、抽出された一般労働者のうち、新規学卒者に該当する者の所定内給与額(通勤手当を含む)を集計し、資料7の賃金構造基本統計調査(全国)の概要10ページに新規学卒者の学歴別にみた賃金として集計されておりますのでご承知おきください。

それではまず資料1 令和3年度春闘 各機関別賃上げ集計状況についてです。連合、経団連、厚生労働省が集計した賃上げ率、妥結額が記載されております。賃上げ率、妥結額とも昨年同時期を下回っている状況です。

資料2は秋田財務事務所発表資料の県内経済情勢報告(令和3年4月判断)です。1ページの総論、総括判断では新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあるものの、緩やかに持ち直しつつあるとしています。

資料3は令和2年4月の標準生計費、資料4 秋田市における一人世帯標準生計費)、資料5 生活保護基準額、資料6 生活保護基準の推移となっております。

資料7は令和2年賃金構造基本統計調査(全国)の概況です。1枚目に都道府県別の性、きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額が掲載されています。先ほど新規学卒者の初任給額については廃止となった旨お話ししましたが、20ページ5のとおり、令和2年調査から一部の調査事項や推計方法などが変更されています。変更点は21ページ、22ページのとおりで、令和元年調査以前について、令和2年調査と同じ推計方法で特別集計を行った結果

が23ページに掲載されておりますので参考としてください。

資料8は令和2年 秋田市消費者物価指数(年報)、資料9 消費者物価指数秋田市(令和3年4月分)です。

資料9の4月分の秋田市概況を見ますと、総合指数は平成27年度を100として102.5となっており、前月比0.3%の下落、前年同月比は同水準となっております。

資料10は秋田県鉱工業生産指数月報(令和3年4月分)です。秋田、東北、全国の全てで季節調整済指数が前月比プラスとなっております。

資料11は毎月勤労統計調査令和2年平均の概況(秋田県)、資料12 毎月勤労統計調査地方調査結果速報(令和3年3月分)です。資料12の3月分速報では事業所規模5人以上の現金給与総額が前月比5.8%の増、前年同月比も5.9%の増となっております。

資料13は秋田県内の雇用情勢(令和3年5月分)です。有効求人倍率は1.48倍で、前月比0.13ポイント増となり東北トップとなっております。概況の県内雇用情勢は「新規求人が増加し求人が求職を上回って推移しており、改善の動きがみられる。ただし、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に注意する必要がある。」状況となっております。

資料14は日本銀行秋田支店発表資料の県内金融経済概況(2021年6月11日)です。基調判断の県内概況は「県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にあるものの、持ち直し基調にある。」としています。

資料15は同じく日本銀行秋田支店発表資料の秋田県内「全国企業短期経済観測調査」結果(2021年3月調査)となっております。

以上15種の資料を準備させていただきましたので、今後の審議の参考としていただければ幸いです。なお第2回本審開催までに新しいデータが発表されたものについては、最新資料を配布する予定です。私からは以上です。

○赤坂会長

他には何かございますでしょうか。

委員の皆様からは何かございますか。

○若泉委員

最低賃金とはあまり関係ないかもしれないですけども、秋田県のコロナのワクチンの接種を中心とした対策というのが、どのような時期にどのくらい自由に人が動き回れるのかなど。要はまだまだ疲弊している産業がたくさんある中で、はたして発効日の期日を守って、ズバンと皆が苦しんでお休みしている人の所に何円上げますと言えるのか疑問があります。やはり県として対策を、理想を言え

ばスピードアップしてほしいというところだと思います。どのような状況で、何月くらいにある程度落ち着いて皆が動ける状況になるのかがちょっと見えな
思っている、その辺何か情報がある方がいらっしゃれば教えていただければ
と思います。

○赤坂会長

事務局の方でお答えになれるでしょうか。

あるいは何か情報をお持ちの方いらっしゃいませんか。

○甲斐労働局長

事務局の方でも、全体のワクチンの供給される量は各市町村によっても変わっ
てきますので把握できていない状況です。

○赤坂会長

他に何かご意見ありますか。

○長岐委員

公益委員の長岐です。今の若泉委員のご指摘はもつともでありまして、最低賃
金を決める上で経済の動向をやはり考えなければならぬ。そういうお立場です
ね。それがあ程度見えてくると、個別のことは今日は言えませんが、賃
金の決定する時の部会の中で資料があれば順次、今の段階ではないと思いま
すので、そのレベルで資料があれば提供していただき、なければならぬにシ
ュミレーションをして決めていかなければなりません。

今の段階では一つのファクターだとは思いますが、事務局もなかなか答
えづらいのではないですか。

○若泉委員

ここで発言すべき内容なのかという問題はあるかと思いますが。

○長岐委員

最低賃金を決める上では重要なファクターであることは間違いなくと思いま
す。

○赤坂委員

この程度でよろしいですか。

他に何かございますか。

事務局からは何かありますか。

○鷺谷賃金室長

報道関係者からの照会に対する対応についてのお願いです。

お手元の審議会の公開に関する事務処理要領をご覧ください。事務処理要領の4番の①にありますように、審議会の概要につきまして、事務局が対応することといたしますので、よろしく願いいたします。事務局としては以上です。

○赤坂会長

他には何かありますか。

なければ本日の秋田地方最低賃金審議会を終了いたします。次回は7月26日月曜日ですが、本審と専門部会が予定されていますので、よろしく願いいたします。本日はお疲れ様でした。